

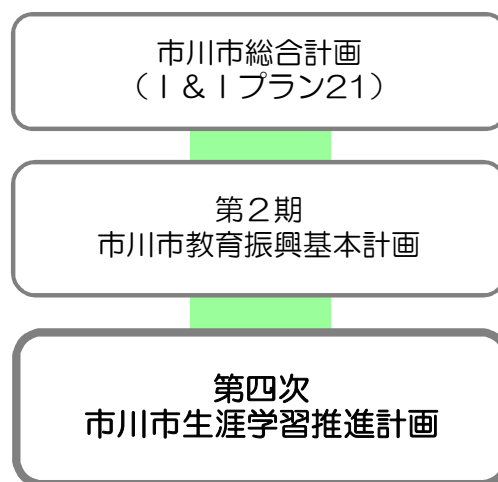
第1章 第四次生涯学習推進計画策定の趣旨

「市川市基本構想」（昭和61年）に示された「住みよい文化都市づくり」を生涯学習の面から推進していくため、「市川市生涯学習振興指針」が平成8年に策定されました。この指針に基づき、関連事業を総合的な施策として体系づけることにより、平成11年度「市川市生涯学習推進計画」、平成17年度「市川市生涯学習推進計画（改訂版）」、平成22年度に「第三次市川市生涯学習推進計画」を5カ年計画として策定、平成26年度は、その最終年度にあたります。

また、本計画は、市川市総合計画 第二次基本計画「I & Iプラン21」（平成23年度）の理念、基本目標、施策の方向を踏まえたものであり、学校教育に関する「学校教育3カ年計画」とともに、市川市教育振興基本計画の部門別計画として位置づけられるものとなっています。

平成25年6月14日に閣議決定された政府の「第2期教育振興基本計画」が示す現状認識と課題および、現行計画の評価に基づく施策の改善等を踏まえ、「自立、協働モデル」としての生涯学習社会の実現に向けた取り組みを具体的に示し、「創造モデル」としての生涯学習社会への基盤づくりを目指すことを意図して、「第四次市川市生涯学習推進計画」を策定することといたしました。

生涯学習推進計画の位置づけ



生涯学習推進計画の期間

年度	平成 8 1996	11 1999	12 2000	13 2001	14 2002	15 2003	16 2004	17 2005	18 2006	19 2007	20 2008	21 2009	22 2010	23 2011	24 2012	25 2013	26 2014	
計 画 期 間	市川市生涯学習振興指針																	
	市川市生涯学習推進計画																	
						見直し	市川市生涯学習推進計画 改訂版											
												見直し	第三次 市川市生涯学習推進計画					
																見直し		
年度	平成 27 2015	28 2016	29 2017	30 2018	31 2019	32 2020	33 2021	34 2022	35 2023	36 2024	37 2025	38 2026	39 2027	40 2028	41 2029	42 2030	43 2031	
計 画 期 間	第四次 市川市生涯学習推進計画																	
				見直し														

【市川市総合計画・第二編基本構想】

基本理念 『人間尊重・自然との共生・協働による創造』
将来都市像 『ともに築く 自然とやさしさがあふれる 文化のまち いちかわ』
基本目標 1 『真の豊かさを感じるまち』
施策の方向 『生きがいを見いだす、いきいきとした生涯学習社会をつくります』

■生涯学習分野を取り巻く現状と課題

情報通信技術の進展及び普及とともに、市民の価値観や嗜好、ライフスタイルが多様化しています。そのような中で、市民の学習活動も多様化、専門化してきており、高度な内容が求められています。

超高齢化社会に突入したといわれる社会情勢の中、子どもから大人まで、一人ひとりがそれぞれのライフステージに応じて、自主的、主体的に活動できるように、多様な学習ニーズにも的確に応えられる体制づくりが必要です。

また、学んだ成果を地域社会に還元することができ、生きがいを持って社会・地域に貢献できるような体制づくりとさらなる指導者の育成に努め、層の厚い生涯学習環境を構築することで、地域の教育力の向上を図ることも大切です。

そのためには、市民の学習ニーズに合わせて社会教育施設を活用する必要があります。さらに、市内に残る貴重な学習資源を保護していく必要があります。

■生涯学習分野のねらい（中分類）

多様な学習ニーズに応えるサービスの充実を一層進めるとともに、図書館や博物館、公民館などの社会教育施設を情報の発信源や学びの拠点として有効に活用することで、誰もが生涯を通して学び続けることのできる学習環境の実現を図ります。

また、学びの成果を誰もが発揮できる活動の場を構築することで、生涯学習で得た知識や成果を積極的に地域社会に活かせる機会や仕組みづくりを進めていきます。

さらに、市内に残る貴重な自然・風土・歴史・文化的資産を保護し、次世代に引き継いで行くため、それらを学習資源として活用していきます。

【第2期市川市教育振興基本計画】

基本理念 『人をつなぐ 未来をつなぐ 市川の教育』

基本的方向3 『市川の教育の姿』

施策の方向3 - 4

『生涯を通して 学び続けられる 学習環境を実現する』

施策① 生涯学習機会の充実

施策② 図書館機能を活用した学習活動の充実

施策③ 博物館などの活用を通じた学習活動の推進

施策④ 公民館を活用した地域の学習拠点づくり

施策⑤ 文化財の保護と活用

子どもから大人まで、一人一人がそれぞれのライフステージに応じて、自主的、主体的に活動できるように、多様な学習ニーズにも的確に応えられる体制づくりが必要です。また、学んだ成果を地域社会に還元することができるよう努め、地域の教育力の向上を図ることも大切です。

市川市では、多様な学習ニーズに応えるサービスの充実を一層進めるとともに、図書館や博物館、公民館などの社会教育施設を情報の発信源や学びの拠点として有効に活用し、誰もが生涯を通して学び続けることのできる学習環境の実現を目指します。

【計画改定の背景】

平成18年改正の教育基本法第3条において、生涯学習の理念が次のように明記されました。

『国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。』

また、平成20年2月に発表された中央教育審議会の答申『新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について』において、国民の学習活動を促進するために必要な視点として

- ア. 国民全体の人間力の向上
- イ. 「公共」の視点の重視
- ウ. 人の成長段階に即した多様な選択肢を提供する政策の重点化
- エ. 実社会のニーズを生かした多様な学習機会の提供
- オ. 情報通信技術の一層の活用

以上の5つの視点が取り上げられています。

さらに、平成25年6月に閣議決定された第2期 教育振興基本計画では、「人口減少、経済成長力の低下、財政の悪化、雇用不安や格差拡大による社会の不安定化、社会保障の悪影響といった危機に対応するため、社会システム転換の必要性がある」として、

- 〔自立〕 一人一人が、多様な個性・能力を伸ばし、充実した人生を主体的に切り拓いていくことのできる生涯学習社会
- 〔協働〕 個人や社会の多様性を尊重し、それぞれの強みを生かして、共に支え合い、高め合い、社会に参画することのできる生涯学習社会
- 〔創造〕 これらを通じて更なる新たな価値を創造していくことのできる生涯学習社会

という、新たな社会モデル ～知識を基盤とした自立、協働、創造モデルとしての生涯学習社会の実現～ が示されました。

